

## 運営検討委員会規程

### 第1章 総 則

(目 的) この委員会は、公益社団法人三重県獣医師会の運営及び監査を目的とする。

### 第2章 組 織

(委 員) 獣医師会会長、理事2名、会員5名

(役 員) 委員長1名、副委員長2名を選出する。

### 第3章 事 業

本委員会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

1. 一般経費内容について、審査を行う。
2. 獣医師会の運営を円滑にするために、運営内容を協議する。
3. その他、この委員会の目的達成上必要と認める事項について執行する。

### 第4章 任 期

委員会は、2年を任期とする。

### 第5章 会 議

委員会は、必要に応じて委員会を開催する。

### 第6章 経 費

三重県獣医師会が定める経費を一般会計で支弁する。

### 第7章 義 務

この委員会で、決定した事項は、理事会で審議を行う。

## 検討項目

1. 公益法人として、会費の見直しをするため、経常費用及び管理費の見直しを行う。
2. 公益事業である狂犬病予防事業の集合注射を県下統一化し、希望する獣医師に日当制で支払いを行う。
3. 会費の見直しに伴い、獣医師会の公益性のある収益事業を行いために、検討をする。

平成28年5月12日制定